粕屋町商工会補助金交付決定通知書

　　第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

粕屋町長

年　　月　　日付け第　号にて申請のあった粕屋町商工会補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、粕屋町商工会補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

1. 補助金交付対象事業名
2. 補助金交付金額
3. 補助金交付時期
4. 補助条件
	1. 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（町長が認める軽微な変更

を除く。）をする場合においては、町長の承認を受けること。

* 1. その他粕屋町補助金等交付規則の定めを遵守すること。